



庄原市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助
団体等監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のと
おり公表する。

平成25年3月13日

庄原市監査委員
同

藤原公
岡村信





庄 監 第 51 号

平成 25 年 3 月 13 日

庄原市長 滝口 季彦 様

庄原市監査委員 藤原 公昭
同 岡村 信吉



平成 24 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、同条第 12 項の規定により、改善措置を講じられた場合は、速やかに通知してください。

平成 24 年度

監 査 結 果 報 告

(財 政 援 助 団 体 等 監 査)

平成 25 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員

1 監査の対象

平成 24 年度定期監査においては、本庁 9 課（事務局・委員会）及び東城支所 4 室を対象に監査を実施したものであるが、これに関連して次に掲げる公の施設の管理団体について、平成 23 年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務を対象に財政援助団体等監査を実施した。

(1) 公の施設の管理団体

- ア 指定管理者：帝釈自治振興区
指定管理施設：帝釈自治振興センター
指定管理料：973,241 円
所 管 室：東城支所企画調整室
- イ 指定管理者：社会福祉法人東城有栖会
指定管理施設：庄原市立東城保育所
指定管理料：166,412,844 円
所 管 室：東城支所市民生活室

2 監査の期間

平成 24 年 12 月 20 日から平成 25 年 2 月 13 日まで

3 監査の目的及び方法等

団体の事務並びに団体を所管する室の事務が、関係法規、経理規程等に基づき適正に執行されているか、公の施設の管理について、基本協定、年度協定等に基づき適正に執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、団体及び所管する室から提出された関係書類を監査し、平成 25 年 1 月 31 日に団体事務所において関係者からの聴取により実施した。

4 監査の結果

団体の事務並びに団体を所管する室の事務は概ね適正に行われているが、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、団体を所管する室は、団体への指導等の適切な措置を講じるとともに、団体においては室の指導等に応じた適切な措置を講じられたい。事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

(公の施設の管理団体)

[帝釈自治振興区]

(1) 事業計画書について (団体及び所管室に対するもの)

毎年度、基本協定に基づき指定管理者から提出される事業計画書は、指定管理業務の実施計画であり、適正な指定管理業務が計画されているか、また、決算時には適正に実施されているか把握するために必要である。基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかった。ついては、指定管理者は事業計画書を提出され、所管室においては計画書の内容を確認されたい。

(2) 業務の第三者による実施について (団体に対するもの)

管理業務の一部を第三者により実施させる場合、基本協定書に基づき市の承諾を受けなければならない。浄化槽点検業務と草刈り業務が委託されていたが、市の承諾を受けていなかった。書面により市の承諾を受け、管理業務を第三者に委託されたい。

(3) 施設の使用許可事務等について (団体に対するもの)

利用料金の収入は、市自治振興センター設置及び管理条例により利用料金を納期限に納付しないときには使用の停止、許可の取消しができることとなっている。このことから、利用料金は使用前の納付が適切と考えられる。使用後の納付が見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。

(4) 浄化槽の法定点検業務 (11 条検査) について (団体に対するもの)

浄化槽の管理者は、浄化槽の保守点検等が適正に行われ、機能が発揮されているか、年に 1 回定期検査を受けることが義務づけられている。この法定点検業務 (11 条検査) が実施されていなかったなので、留意されたい。

(5) 業務実施状況の確認について (所管室に対するもの)

指定管理施設の管理の適正を期するためにも、実績報告書の内容確認及び、基本協定に基づいた業務及び経理の状況の現地確認に努められたい。

[社会福祉法人東城有栖会]

(1) 事業計画書について (団体及び所管室に対するもの)

毎年度、基本協定に基づき指定管理者から提出される事業計画書は、指定管理業務の実施計画であり、適正な指定管理業務が計画されているか、また、決算時には適正に実施されているか把握するために必要である。基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかった。ついては、指定管理者は事業計画書を提出され、所管室においては、計画書の内容を確認されたい。

(2) 業務の第三者による実施について (団体及び所管室に対するもの)

管理業務の一部を第三者により実施させる場合、基本協定書に基づき市の承

諾を受けなければならない。空調設備点検業務、電気保安管理業務、ゴミ処理業務、清掃業務等が委託されていたが、市の承諾を受けていなかった。書面により市の承諾を受け、管理業務を第三者に委託されたい。

また、所管室においては、業務の第三者による実施については平成 21 年度定期監査の際に指摘した事項であり、再発防止に努められたい。

(3) 収支決算書について（団体及び所管室に対するもの）

収支決算は、指定管理料の適正性の評価、及び団体自らが指定管理料と実際に執行する管理運営費とのバランスを適正に把握するために必要と考えられるため、正確性が確保される必要がある。また、一定の基準を定めて統一的に計算整理をしなければ、期間比較等財政状態の把握が困難となる。

特に諸経費については、収支報告の継続性確保のため、本部経費の配分方法等を明確にされたい。また、団体の経理では計上されていた退職給与引当金が収支決算書で未計上となっていたが、施設の運営管理において必要とされる経費については計上すべきと思われるので、所管室と協議、検討されたい。

なお、決算報告の際には、内訳を記載することにより、明確な収支報告を実施するよう検討されたい。

(4) 経理業務について（団体に対するもの）

次のとおり改善すべき点があるので、指定管理者は適正に処理をされたい。

ア 法人の経理規程に定められた、伝票への会計責任者の承認印が見受けられなかった。適正な事務処理に努められたい。

イ 旅費の執行において、根拠が不明な費用が計上されていた。旅費規程に準じて事務処理を行われたい。

(5) 業務実施状況の確認について（所管室に対するもの）

指定管理施設の管理の適正を期するためにも、実績報告書の内容確認及び、基本協定に基づいた業務及び経理の状況の現地確認に努められたい。